



小川為
治著述
開化問答二編
上

71
4110
3



4110

小川 為治 著述

開化問答二編

惟修



朱子論琴を弾く節を歌ふのそ人乃身を
せしむるこ三味線を引て浄瑠璃を語る者
及ぶれ論語を引て小言をいふ者は人乃形を移
らざるて猿栗毛を昇出して異見をいふもの
こ及ぶれ論語七弦琴や詩や論語ハ世習して學者
先生と云ふまゝ一人こあがきまじり知らぬものこして
三味線や浄瑠璃や猿栗毛ハ世間よりカラ世茶

開化問答

苦茶と鼻めらう人よん常と眼子見口子
 語り心は悟まる所のちたなきはれり凡そ世
 間もむづかき道を程を知りたる者い少
 むづかきも道理を知らざるものハたや
 むづかき美を程をさへりたる者い自ら
 カまへたえむづかきも道理をさへりたる
 とくどもむづかきも道理をさへりたる者い他
 人のカまへらざるはむづかきも道理をさ

るとあはなす然れむづかきも道理をさ
 へりたる者いむづかきも道理をさへりたる者
 いたむづかきも道理を知りたる者の務といふ
 事一御つ実を務なり徳をばはは務をり
 たる仕事いん矢張むづかきも道理をさへり
 たる者いんむづかきも道理をさへりたる者
 いん是れおろそこの甲斐をいんははめ
 うれ世界の初の子に美をのちするはは

少兒み茶をのやまると名ふみどる茶子を以て
これ誘ふ茶子故以て誘ふは少兒の葉
子の甘き故也といふは茶は苦きを知らず
これとていふ病者たちやちやみ平を為す
ア、ぬきこれ若者の祝の少兒み茶をのやま
るは茶や差一は侍のこれをお稱して何
事の上にも用ゐるべし我嘗てこの侍を感
心せしあり故よこの開化問答を作らば始り

決してむづかき文字やむづかき文句を用ゐ
ずしと勉めむわらカラ無茶苦茶と呼ぶは
方々の者こそは法心と思はしその法心は仰き
所の法心と擇むるなり然るもいふ乃書り
裁きしを理をまてて熊膽や黒丸子よりもの
よきものなりし且その文句は於市や松風など
の風流もなほはむきむきむきわらカラ世茶苦茶
と呼ぶは法心これ中の一はありしはなほのこ

まゝとくをくみおむづつりあをばさるゝ
ん何んぞよおむづつりあをばさるゝ
らばおむづつりあをばさるゝ
さる終は自分の道病氣は平愈せぬまが
やおむづつりあをばさるゝおむづ
つらおむづつりあをばさるゝ腹をさるゝ
ぞれ蓋しその道理いたるんおむづつ
まゝのちりとも常よその法心は思ふしその

法口子仰きくも乃よ加ふ子藤末やうとん於
市や松風乃風味をさるゝ法進めやうすく
やれおむづつりあをばさるゝおむづ
右とぬとは何せらるゝまゝさるゝ
序とん

明治六年四月

小川為治



惟時居

目錄

- ① 政府の成立基の問答
- ② 人民の政府に對する職務の問答
- ③ ホリスの問答
- ④ 太陽曆の問答
- ⑤ 地券發行の問答
- ⑥ 證券印紙發行の問答
- ⑦ 貨幣紙幣の問答

開化問答二篇卷上

小川為活 著

舊年

サテ関次郎さん、過日は足下小對一いろく、さあらぬ
 不測を論せし、小足下乃、苦心切を以て、其等乃道理
 を一々、法辨解下されたを、ささふよりて、僕の大をま
 での疑念を大方消失せ、胸中を恰も雲霧が散りて、明
 月を見る如く、ゆして誠小ありがたき事小覺え、并、そ
 の後、いろいろの法世活を、持た病めて、法活一乃趣

を以て懇意の人物を見懸くせむを説得かてらよりく
話したる事もござるさる中ふら屈服する人もあり或
ら強情にておせ等乃議論のつてを承知せぬ人もあり
てその承知せぬ人の言葉をきけどもまた至極尤乃道
理不覺えおせかため僕をまた一層の疑惑を増した
る事てござるおかせば今日余上せしハ餘の儀ふあ
ずおせ等乃人より聞受し議論を以てまた足下にお話
し下し、僕の疑惑をとかんためふて開さん毎度お暇か
きの事をいふ今日もいふぞ僕乃相手をなされて下され

ませ、サテ開さん第一番に僕にてからざるを今乃法
役人方乃職務でござる元公方様の時代は法大老
法老中若年寄を法三役と唱へ天下の政事を總てお
の法役人方乃進退にて、その下し列ける寺社奉行を
神社寺院乃事を掌り町奉行を町方乃事を掌り法勤
定奉行を總て百姓に拍りたる政事を掌り公事訴訟
乃類をみなおの法役人方の列交けふてその規則正
しくして手筈のよく整ひてゐたる事を今更しよま
でおおびざりません實に天保年間乃世界をよの上りな

き泰平の時ふて一寸志たる話一ちきとも公方様が
召上る法菓子をかき一年中六六万両位法買上がふ
なつたとりて升、さそを世間乃般富たる事をそせ小準
一で推計らるる次第ふて正真小天下泰平國土あ穂と
り言葉小通む一時節を元乃公方様乃法治世の事
でたがりませる、まをせな政府小嚴重なる規則ありて
萬事乃手筈おより整むてあたるゆゑでござる、まをせ小
引のへ只今乃法政事を何乃さほ、僕をいせすで太政
官や大藏省といふものま全礼乃名前とのこ心得みたり

一ふまをせを役所乃名ダさうでござる左大臣や右大臣
を神様乃門番をしてゐる木像の名をあらびして太政
官乃役名ダさうでござる、その他参議ダ、筆竹ダといふ
役名も恰も百人一首乃名前付乃如くまの舊平など
ふをいふい埋蜜かサツバリその筋合を曉了事か出来
ませんソコテかく性根も志せぬ役名乃人が政事を執
行ふ志くゆゑ昔一乃おもかけの失果てたるを尤千萬ふ
て役所をこまに練化石とせり役人をこまに窄袖細袴乃
毛唐人とせり法觸法布告をこまに、
三 漢語乃四角張

たる文字とわりて民百姓と闇夜不知らぬ山路をた
 ぐる如く我元籍を誰が支配する事か我家庫を誰が
 保護する事か我年貢運上を誰れ差出さる事か我
 公事訴訟を誰れ裁判して貰ふべき事か更その目
 的乃志せぬより或を規則不觸せ罪科を犯して思ふ
 もつぬトシタ災難不陥る者が深山に於る蓋かく世の
 有様の變革たる根原を政府より舊来の仕来りを
 之なありきとせよと慢小毛唐人乃其似をするゆゑで
 志がる金鯨毛唐人の面を髯がせえと尤らき者少と

後人方々も毛唐人乃其所を信仰し隨も毛唐人
 乃言意を以て天子様まで詐騙しもうりたる次第まで
 かる時節不出逢ふ我々を實に迷惑千萬なる事、
 升テ政府までかく民百姓の難澁を引起し更せめて天子
 様乃其身上が富充にかりかと思へむとなくして
 天子様の清身上を却てまぬく貧乏に陥りりやうに
 見え升そのわけを昨年の春天子様の清所が炎焼せし
 志とが志がるさるに今日までその活著請が出来ずして矢
 張後後殿も清住居をせざる所を以て見せむと天子様

乃法身上の貪乏おぢりー證據めてまた下こり心服せざるの推計らる次第でおさる昔一公方様乃法住居が焼失する事ありとも僅二月か三月の間元乃如く法普清が出来上りて公方様が流泊同様なる住居を一年の二年もたき尽る憂を決してたふつたものでおさるさせを今の天子様乃法身上を替り乃公方様乃法身上小較ふせと提燈と釣鐘程の相違ふて實小天子様を情なき不ど可愛きうけるその小存しけさせどもおせしを慢小毛唐人を真似日本乃古風をきて賜小所より生れ

る自業自得の報りせと無擾次第でおさるナト開さん
 今天子様が先規仕来りをきて性根も忘れざる役名を
 採用るたまひ譯りるからぬ政事乃仕方をたさるる詰
 り法自分乃益もたらは又下り乃益もたらさる事にて
 いそゆる骨折扱の尊卑儲たせむかゝる餘計の仕事を法
 度しにたされ矢張昔一の通り法三役或も三奉行など
 の法役人を以て法政事を執行させたされたをそせま
 り民百姓が心服して只今の如く法住居小法差支な
 ざる、憂もなきして元乃公方様の如く殷富なる法

暮しをなさる事を得るならんと其の奮平なると景
ぢから榮える事て下さるがそせに付き足下の法見込を
如何て下さる

開次郎

ある不と奮平さん足下乃法疑念一寸聞ふを理ふ適
法尤も中々二覺のせと世をよよく考へ見せざる本
を正すぬ僻論にて畢竟ともたらぬ不理智で下さる幸
を今日も其の開次郎用事となを間暇の事をせしめ
せより足下の法相手になり僕所思ふ所を底蘊を法

話しPさんとそんし升サテ初編も一寸法話しPタル
通り元来國乃政府をその人民乃権力の寄合しよの
を國の政府にて行ふ百般の政事をとりその人民
の安樂を謀らんために行ふ仕事不相違わざりません
るに舊来乃政府と總て其の趣意不悖り人民の安樂を
謀るべき政事を以て却て人民の疾苦を引おこしたる次第
にて畢竟人民を以て政府の所有物と心得しつゝ
ざる政府の趣意かくの如くなせむ世の有様もまた
せし随ひて弱き者恒に強き者乃暴虐不達を威勢

多き者も恒に威勢少き者も小耻辱を與人間の交際
恰も禽獸の群の如くして今より亦世を考ふ事を實
小胆のつふる程馬鹿けたる世鬼でござり外今かく
僕が舊政府の事を誹謗するも強ど暇小なり一奉公
人が舊主人乃非を数ふる如く甚だ腹黒なる仕業な
りといへどもその非を擧げせむその道理が聞えぬ也無
據大の下ゆたてもまたいきか操擧て舊政府の道理二背
きたり一次第柄を話一Pえまづ第一且下の仰る、
侍三役或も三奉行をたぐの下の小役人小玉るすでその

役義を得る有縁を考へおらんやれ即心願といふ内
願となへ權勢ある役人の門戸墨所小媚を諛ひ我
身上を傾くるなどの賄賂進物を用ゐかくして稍くその
人の取持を蒙りてその役義を得る次第でござる心願
人のかく無益な金錢を費せりける役義をだし得せハ
また他より賄賂進物をとらんを我をせまで使ひ捨たる入
用を忽ちとり返す事を得るゆゑもて亦世を以て見せら
昔乃役人を恰も免許を受けて行ふ盜賊乃如くその政
府も亦不盜賊の集會所ともなるゆゑもて亦ざるある

開元月
二篇
七

不正なる役人を以て組立たる政府也其の政事乃
無理非道をもとよりいふまでも過ぎりません今これを公
事訴訟の上不就と詭せも吟味役を理乃曲直不拘をら
以恒不進物の多少を以て裁判する 願わば今日願人
が進物を贈せむ願人乃風波をよく 明日相手方より
賄賂を用るせむ相手方乃旗色を盛んし 竟ふその勝
公事を進物乃多き方不與ふ事て過ぎる全解裁判
を政府の役目中第一番肝要乃そのなるこそせむらかく
の有様をせむその他乃無理非道をいふまでも過ぎりません

さきを昔の世を啼児と地頭を勝せぬといふ諺乃
通り政府といふ後役人といへむ百姓町人乃金銀財産を
勿論妻や娘を強奪せむとも更ふさし構をきかしく百姓丁
人もかゝる無理非道なる仕向を受くとも此を訴ふべき
所なき由えたる口を黙さず涙を敵り込むかりて實小
今より十年をかり以前を悲しむも虚らしといふはそ
んかたなき世の有様で過ぎりけりあせ等事今僕が
口新しく法話し尸屋とも足下の活心中あて元乃世
界の有様を法考へたりされやうなサツパリと活了解ふならん

事小てナン「舊平さん只下もその頃を政府や法役人を
無理非道なる仕業をせざる者と思召たる事で大ざら
うサテおせより世小政府とよもの？あゝ道理を法語しやさ
人譬を男女一群乃人数ありて或る無人乃土地を見
出しおせし後住せざる事あせむ直小家を作り地を耕
し山小薪を採り野小獸を狩り海小魚を漁りて各々
衣食住乃計をせざる事で大ざらうかくの如く人々骨折
を勉むせざる自然小衣食住乃手立も備り餘計乃品物
も貯へえらる事して餘計乃所有物あせむまた互

小交易して各々その心情を饗かめ幸福を増せ次
第でぶざるたの人々乃有禄かく乃如くたせむ皆安樂小
て更小心配なきあまき苦むきども人乃料簡を奸曲
の多き者ゆゑ或る人乃束ねておまき一財を盗むもの
あり或る人の取入ておまき一穀物を掠むるものあり
甚しき恒小腕の強きを恃み人乃所有物を奪取り
て我物類不用あるものもありて竟小木の一群小傷
く料簡の者一人もなき事小なり各々たが人乃物を掠奪
せんとの心掛ぐる有禄小陥る事で大ざる執念六の

すく不捨おちるを一群の混雜も勿論終ふ生活の道も盡
果つる事也互仲間一統相談乃上悪事を成る者あき
大勢小て取押へたを懲らん法を設くる事あり大
即や、政府の成立姿でたざるサテ追く人数も殖之家数
も増して元の極小仲間一統集會する事も手重ふ
り且集會をとも折合のつらぬ懼きある也互更相談の
上仲間中より若干の人を名代人に撰み出—大せを
て大せ等の規則を設くる事及此規則を執行ふ事を
引受さむあき即後の立法官及び行政官の姿でたざ

るさりながら悪事を行ふ者ある大と小大の名代人一統集
會するも却て面倒なる事なれば更みその中より若干の
人物を撰み出—大せを—て恒に仲間の規則に従ひて
裁判する役目を引受さむあき即後の裁判官の姿で
たさる今世界萬國に政府とりよ者綺羅星の如く居列
べとその本源を尋ぬせを—つと大の道理も外—るも皆
でたざる大せを我—乃治めらるる日本の政府とりよともそ
の成立基を大方大の道理も相違なき事も心得ず大の
故に政府の隆威光—の者ともとり人民の隆威光も

て畢竟政府が人民より預りてあるもの不同違おざりませ
んその身を舊來の政事をその預り物を以て預け主を
く取扱ふたり次第めて預け主をまた革の煮えたる法
存トなき状態をかりやり一々無理非道の仕向を受
くといへども猶ふあひたる氣の如く首を縮め尻を隠し
只管ふせふ順後して貴君の法無理法尤も匍匐踞居て
みたるをけふしてその馬鹿ぶくき事よまをせむ今
更ふきを考ふきを無念千萬ふ覺え弁ふ即政府の
成立道理と舊來の政事の道理ふ背さてあたり一譯

柄てまきるサテ又吾界萬國政事の模範に至りてを
の國柄と人民の風俗とよりていらくの差別ありけな
せしむるを括ねて區別せむ大抵君主政治貴族政
治共和政治の三政事歸する事てまざる君主政治と
國小代々世襲の君主ありて政權總て君主の手ふあるを
りし貴族政治とる國中の身分よき者寄合に政事を行ふ
をいし共和政治とる身分の高下小拘らるる國內の人民總
て政事小與かざるをいすの三乃中貴族政治や共和政治の
事柄を今語話一ラス所ふあきり入用なき事やれバツト

守隈へ取除けおきさて君主政治を夫の話に就き入用の政跡ゆえ夫の標柄のこくをいひ話にせしむ折君主政治を二通りの差別ありて一を立君獨裁といひ一を君民同治といふ立君獨裁は君主の權威際限なくして一國の人民を以て總て君主の所有物と人民の財産を典奪せざるを勿論その身命を生殺する事もまた君主一人乃料簡より出るをいふ蓋し古来より日本漢土乃政事をいふたの君主獨裁にて偶仁恵なる天子や國王が出るとき人民が安樂なる政事を蒙る事ありといへともその

人の息子をまた親に似ぬ鬼子にて地獄の鬼より累々仕業を以て人民を針の山に苦しめ血の池に泣かせ恒に三脉道の苦痛を受けさせたる次第でござるさせむ君主獨裁を全く正真の道理に背きたる者にて夫を野蠻の政治といふべし則かくの如き政治の下に住居する人民の無學文盲なるをいふまがらふまきりません又君民同治とも一定の規則を以て君主の權威を制限し萬機の政務を總て君主と人民と相談の上執行しをいふまを文明開化と人の羨む英吉利杯の政跡にて正真の道理に適合たる

開... 二...

勿論實不善美を盡たる政治でござる蓋し大せ等の道理も今より二十年むかり前までおから問小誰一人大せを知者なりし西洋と交際が知らずてよりかろ國の學者等乃議論が滄来し漸く世間小あれを信ずる者ありて遂小大せ等の道理が日中へ出る事を得たる次第でござるさせむ舊來の政事を何するもな公方様一人の榮耀榮花を盡さんため小設けたる者ありて將軍の株だ小手小入るせむ誰おても小の榮耀榮花を盡す事を得らるるや小知惠のある奴を

下むむや小騷動を好むその騷動小乘して甘く天下をせしめと較計たるはけ小てかの明智光秀が信長公を弑し大閣秀吉公が光秀を誅し徳川家康公が秀頼公を亡志しやどその唱ふる所大各異うといへども畢竟小な奸計詐術を以てその貪婪強欲の情を逞くせん仕業小相違大さりません大の故小明智の政事が豊臣より優臣より劣せるにあらばして徳川の政事が豊臣より優せる小あらばたが小せ等の人も博徒が博奕をせむ如く天下を以て賭物と互小その命を充ちあんとせし

月... 十三

事をいふ何時の世より人民が手足を伸ぶる事あた
たざりしともとより志のあるべき苦小て竟小人民
の狭き料筒から家も政府の借物地面も政府の借物
金銀諸道具も政府の借物妻や娘も政府の借物志ま
心小我身命まで政府の借物と心得政府が家をよ
大せといへも唯地面をよ大せといへも唯金銀諸道具
をよ大せといへも唯妻や娘をよ大せといへも唯身
命をよ大せといへも即承引して唯といふたとへ心
中ふえ無理なる仕業非道なる仕向と齒を切りて悲

り足摺りして愁むとも明白小その筋道を論をれを
却て返り公事のたのふなく禍を重ぬる事や無
念ながら無據政府の意小曲順してその言付を肯
たりし事て大が了ナント舊平さん此等の事を考ふれ
も昔のの世界を身の毛が戦栗やうでもおざらんか
ソコ只今話話一パス通り公方様の料筒小て天下を
我所有物年貢運上を我身上の賄ををさべきたため不取
立るものも心得るや急も一物入寫して財用不足せる
時を忽ち年貢運上の歩合を増加する事ありてかの

住居の焼失する時なども日本國中の大名旗本へは普請法を傳へ唱へ普請金の上納を言付くる事ありて大名旗本もまたその知行所の百姓町人を帯け法用金と名付けたれをとり立上納すかくの如き譯合なれをその普請の速に成就せる事ト怪む次第をいひりませんされむかの玉乃薨小珊瑚の桶迦羅白檀を以て作り立たる法殿を實を人民の膏血の塊りせられはるの閑次郎などえおの上もなき穢れ一まにのこ覚え升しうでたざる篤平さんあれ等の事を法考へせられた

らむ元の政府不ど世に無法なる者をなれと思召たとしてたさらうサテたれまで追く法話ト入通りかの政府や法役人方が日本國を一口不頼張富士の山不どの糞をたると如き面付をし威張てるらるゝもその本源を穿鑿せられも畢竟日本中不三千五百萬の人間が住居してその仕事を打任一年負運上の出銀をして使す也ゑでたざる然れは當今の政府不て此等の道理を篤と心得されまがの習弊を悉く除き去りて公明正大なる政事を行ふ次第でたざるたの故に當今の法政事ト上

向を君主獨裁の如くなれど實際上不就て見れを存
 謂君民同治の政事にて政府も萬民の政府政府の仕
 事を萬民の仕事といふ議論が着實に行われ最早今
 日不及びては年貢運上も天子様の法賄ひをせんた
 めふとより立ち平々たつと、いふ言意を桃右衛門の鬼が鳴
 征伐の話一因縁不昔一物語と相なりたる事ではござ
 るッテ只今の政府の設方を法話一尸をもまら政府
 を總て太政官と唱へ大れを正院左院右院の三つ不
 區別す正院も單に太政官とも呼ぶ大の役所の重役

を太政大臣といふその次を左大臣右大臣その次を參
 議といふあれも丁度元の法大老法老中為年寄など
 小似たる法役して世の中の萬の政事をもえ打大の法役
 人方の評決より行をる事ではござる左院も正院
 の相談方にて重役を議長といふその下議負書記
 官など、いふ役人あり外郎政府は控て新不規則を
 定めんとする時正院よりその事柄を大の役所下せ
 る大の役所にてその是非得失を評義して大れを政府へ
 申上ぐ又人民の政府へ建言せんとする者その建白書を

六の役所へ差出せしむるの役所にてその可否を詳議し
よきものを採用してまたこれを政府へ申上くる事にて大
ざるサテ外務内務大蔵陸軍海軍文部教部工部司法官
内の十省開拓使及び府縣の役所總てこれを右院とシ
外省と名付る役所にて重役の事を卿といふその
次を大輔少輔大丞少丞といふ開拓使にて重役の
事を長官次官といふその次を判官主典といふ府縣
にて重役の事を知事令といふその次を参事と
し又外務省も外國と條約をとり結託通商交易

の事を掌り内務省も日本國中乃人口戸数乃取調べ
貧窮人の救助道路防の普渡物産乃世話郵便の通
達ホリス乃事務などの事を掌り大蔵省も貨幣紙幣
の製造年貢運上の取立方及び國用の使拂などの事を
掌り陸軍省も軍掛りて器械彈藥を貯へ日本中より
兵士を召募り兵隊を組まされを諸所へ分配して不虞
の用を備ふる事を掌り海軍省も軍艦の掛りて蒸
氣船や鐵張軍艦を整へ船軍の用を備ふる事を掌り文
部省も學校を取設學問の世話を掌る役所教部省も

説教の取締をし神官僧侶を支配する事を掌り大依
 元の寺社奉行を類したる役所に都省もも鑛山の取締を明
 甚の築造鏡道傳信機の建築など總て建築製造に係
 りたる事を掌り役所司法省も總て公事訴訟の裁判及
 ひ悪人を捕へて刑罰を行ふ事を掌り役所官内省も天子
 様をも以皇后様親王様方乃法賄を掌り大依元の法
 賄方は類したる役所開拓使も元の箱館奉行同様なる
 役所に蝦夷地開拓の事を掌り府縣ももれを地方官と
 唱へ上に載しる諸役所の指番を人民の上に施し行ふ事

を掌り直人は民に係する役所に大依元の町奉行又を
 法代官は類したる役所にれどももれを元の町奉行又
 も法代官と較ぶる時も餘程重き役柄のものでもさるサテ
 現今政府はおいて一年は収納する年貢運上の金高は九
 五千六百萬圓餘ありて一年は使拂ふ金高は九五千二百八
 拾萬圓をかりてもさる大の使拂の金高の内官内省の使
 用度は天子様乃法身上に係りたる法入用は僅七拾五萬
 圓をとめて餘の五千萬圓の金高を政府の入用に人民
 の仕事を取扱ふ入用でさるされを總一文とりよしも天子

様が擅に法使用なさるるはけも毛頭なき次第にてまた
人民の羞恥を厭ふ法住居法造管などの事を仰出さ
ざる天子様乃法料簡を法察しませむ實に涙の大なる
事とありおたきもの覺え外ナント舊平さんちれ等の事
柄を考へ合されむ先刻足下のむとを理窟らう御
られ議論を恰も人を挑撥して悪行を引入るゝが如く切
角人民の爲に公明正大なる政事を行へる政府をして却
て舊来の無理非道なる政事を行ふと志ぬんとする譯
柄に陥り上も政府の料簡に對し下も銘々の身分を以て

甚だ相違ぬ事だと曉るでござらう大の故。向後を右
なる心得違ひの話して屹度法慎みなされ一向今日の法政
事小服従して政府の法趣意のありおたき事を尊敬
まさるやうにせられませ

舊平

なる不と足下乃法理解みて只今乃法政事のありおた
き事をスツカリと得心する外タツコテ僕もまた足下の法
話には就てもう一ツ法聞アス大とがござる全躰足下乃法
話への如くなれを政府や役人をして不人民乃持物同様

開化問答

二篇卷上

なる者や急天れを森あさりと起さうと煮て喰うと
 焼て喰うと人民の料簡次第ふちるべき苦みてまた
 彼等よ於ておれを彼是よべき筋をからん事おぞん
 ト弁されど今世間小柱てああらさまお政府を誅罰
 或は役人無禮をあたう者あれを彼等よ中へ承知
 せんで忽ちその人を捕へ罪科を行ふ事おれを
 を以て見れを失致をくら下乃作らる存火爐兵法
 畠水煉た口文乃利口にて畢竟よべしと行おれべ
 らざる法議論のたざりませう且是下の法語よとれ

お政府や役人お丁度人民の奉公人と同様お心得られ
 ソデ又世の有様お就ておらんおされお給とり官負様と
 聞お誰お彼もよお低頭平身して且那樣法持佛様と
 尊敬し法髻乃塵を拂おざる者なきか如く官負様を
 また人民を以て自己の家お畜へる犬猫同様お心得お
 れお對する時お恰も護護の袋の如く瘡た了面を慢
 脹らかりその威勢を示さんときる次第でおざる何
 銘も乃使ふ奉公人をかくの如く尊敬する筋もたられ
 むまた如何程横着たる奉公人といふとも主人お對し

かくの如き無禮を働く者おざり非まひさせられむ
どうしても是下の仰き所をありをかりあて推量
相違おさりませんきりながらも一是下乃法語一
が正真の筋合ぢらむそれより人民のためみえの上
なき後楯ふて韋駄天が尻推を仁王楯が加勢を屯
るよりな不氣丈夫不覺え法觸や法布告を守らんと
もよ一年貢運上を拂はんともよ一兵隊となりて重き
錢砲を擔げずともよき事なりても一おれをやめ
より役人があらむ直事公人と主人乃道理を以て一言

の下おいむ伏せなるかれおれ言募らむ暇を使ひま
の事おえ實小人民のためおて便利とも重宝とも
いたんあたぢきありがたき話一でござるサテソコデかく
て見れむかの政府や役人が人民を捕へ粟科不行ふ
事を詰り勢ふ乗一我物顔ふその權威を振ふけで
おざりませり何おせよ是下の法語一を世の有様ふ
引合一見れむト合点のゆゑ次第でござるまづ
それ等の論をさておき真實不足下の法語一が正真
の筋合なれむ人民をかたく一法觸や法布告を守

了心配もなく骨を折て稼たる銭を年貢運上のための
 ひとり立ちする憂もなくイヤナ兵隊となりて錢砲玉乃
 的となる苦勞もなされた六の上もなきありがた丹次
 第ふて大れを聞ん人々を定て年寄が初孫を儲けた
 了如く雀躍してよろ大ぬ事でもござらう

閑次郎

イヤ舊平さんおまへ乃無理窟をどうも手が附られぬ
 中うも覚え外即右といへば左上といへば下といふ如く俗
 物戻といふも足下杯の事でもござりませうさりながらおれ

よき物事の道理を伝香迄なきらぬ要なれをまた深く
 外むべきは、おまへも大きき人僕もかく話話をしなす
 上からといづるまでも足下の得心なりやうまでを決して
 止めぬ心得でござるサテ足下の結論でも政府や役人を
 人民の政府や役人なるも急務かさうと起さうと人民の
 料簡次第よりて決して彼等も捨て去れを違背せよ
 きまけをなき苦ぢりされを年貢運上も拂おれともよ
 からん兵隊となりはともよからん接觸や法布告を守
 るもいらぬ仕事と仰するまけがはれ大なる心得違

俗に小藪小蜘蛛手横紙破りの議論でかゝる抄人間乃
身の上ハ權利と義務といふて恰も車輪の如く何事
も付ても並立して行ふ者がある事をおまひかされま
せ譬を物の高賣の上は付ていへを商人は代料を受る權
利あるやえ品物を渡す義務あり買人も品物を受る權
利あるやえ代料を拂ふ義務ありまた主役の上は付てい
へを主人は奉公人を使ふ權利あるやえ給金を拂ふ義
務ありまた奉公人を使ふ給金をとる權利あるやえ主人のた
めは働く義務あり此の道理を世の人の萬の仕事は法

たかむて須臾も離れぬものでかゝる今大の道理をよ
くお考へたされたるも人民と政府との間柄をさぐるに曉
る事ではかゝりませう今世間乃人が夜分雨の
表乃戸をメタケと吟味して先されで用心ト
き臥床に入る事ではかゝるソッテその用心を如く
もの考ふれを四分板一板志かも裏表からけつりて
板一投ケ一大きなる屁を放ても響き裂る位のも
でかゝる不用心の物を頼みて大軒盗賊の憂や
川夜船と寐てゐらるるも則政府が法律を以て世を治

むるや急でござるされも自己の山だされも自己の田地
と一里も二里もぢなれたる場所をきておきて誰一人
あれを奪ふとも者なきも則政府が法律を以て世を治
むるや急でござる自己の家を蔵が十とすへ地面が
有金六十萬兩あれもどあれを酒池肉林の中へ楊妃
や小野小町を揚言ふまとも子孫代々貧乏なる氣使
をかりとあ心してゐらるるも矢張政府が法律を以て世
を治むるや急でござる自己の時計を立派だらう自己の
衣服も奇麗たらう自己の妻も好女だらうと人小誇て

あらるるも到底政府が法律を以て世を治むるや急で
ござるされもど上は政府とく人民の取締を良る者なく
む世の有様もどんなものでもござりませう大方強い者勝
して人殺盗賊至らぬくまらなき事ならんと存ト外
されは時計を所持する事も覺束なり衣服を善用する
事も覺束なり妻と子鴨乃樂もあまらざる覺束も
き事なりて金限財宝山林畑何一つとりよと自己の
物と安心して存おさるるを決して覺束なき事でもござる
蓋し夫の事を知らんるも昔の乱世の時を引合ひ出

開七問答

二編長上

月... 二...

きんとも今より八年まかり以前幕府の七かたる頃の
有れ不就て見れをよりかかる事その頃の事を考
ふれを今更身の毛が戦粟やうに覚え外ナント蕉乎
此等の事をお考へとされを政府乃恩徳を實に廣大
無邊のものとお得心がまありまうたらうッコデ人民一般
小かくの如き恩徳を政府よりうくる権利あれをまた
大の恩徳に報ゆる義務即つとめといふがななくてはか
ちをぬ苦て過ぎるさる小豆下の議論を恩徳を飽まで
うくべしされ報ゆる義務をせぬといふことなれをな

物を買ふとも代料を拂ふぬ奉公人を使ふとも給金
を渡さぬといふ如く我儘といふ手前勝手といふ譬方なき
無理窟ふて難い如く無理窟小信服する者を過ぎり
外まのサテ人民の國に對する義務をその數甚だ多く
て悉く大れを算へ盡きまるとあたをされどもまつその
中乃至たる者をあぐれを第一に國を尊敬する事第二
に法觸法布告を堅く守る事第三に年貢運上を拂ふ
國用を資くる事及び兵隊をかりて國を守護する事
て過ぎるもの三条よりしてその他百般の義務を生

月... 二...

まるまひわれを大のニテ糸の事柄だよくよく曉れをそ
 の他の事柄もかのづから了解せらるる事でおさる第一は
 國を尊敬をとて國の政事政府及び役人等を尊敬
 する事でおさる何を以てこれ等のものを尊敬するは
 といへばまへにも傳語し申タル通り元來政府を人民より
 成立のものにして一般の人民が各々その所持の権を一分
 づ出し合を出来たりたる者われを政府を即人民の政府
 政府の權を即人民の權政府の行ふ政事を即人民の
 行ふ政事大の政事をとり扱ふ役人も即人民の代理人にて

大の役人の身躰を不銘く乃身躰と同様なるものでま
 がる凡人間と生れて自己の心思身躰を大切と思はざる
 者もなき筈にて自己の心思身躰を大切と思ふ者もま
 大その心思身躰より顯える、權とりよもの、集り合ひ
 て成立たる政府を大切と思ひ尊敬せざる者なき筈
 でござるさるふもいふれ及一國を輕蔑する者あらむ
 され自己の心思身躰を輕蔑する筋也是その人も大方
 氣違ひ乱心者なりて本氣の沙汰でんおざり外すおされ
 を誰よりもまの道理たふ香込めを國の威光を我身の威

光國の衰弱も我身乃衰弱樂一とも悲一とも痛きも
痒きも之を我身乃上の事と思ふ也自然に國を愛
する念も生れ政府や役人を道理に従ふて尊敬する
べしよも至る事でもざるかく國を愛せ或は國家を大
切と思ふべし之を大きく仰山に聞かれども畢竟我
身軀を尊敬しておれを大切にするに過ぎる事でもざる
カテその次乃法觸や法布告を堅く守るべしよもすて不
法詔一ヤス通り政府にて政事を行ふべし銘くもて
行ふと同様おれをその法觸法布告を守ると恰も銘く

の言葉を守ると同様なる事でもざるさるべし大れ不
及一法觸法布告をど不背く事あらを譬えらばから
好て人と約束しまたえづからほしめしめおれ破る如
しその約束せる人もおれを何としよやかたからば違
同様なる馬鹿者といひて譏るべしよらうされを銘く
る言葉同様なる政府の法觸法布告をまた銘くより
破るよしあれを尻口あちぬ所業也えおれを取扱ひある
政府もまたおれを氣違同様なる馬鹿者といひしよ且お
かる馬鹿者も少し位横著れるおれをすともよも氣の附大

開七問答

二篇卷上

とたあらすとの見込より常々無理非道なる政事を
以ておし伏するふ及ぶおとよて畢竟おれ銘く乃自業自
得身から出たる鏽を一言半句の苦情もいそんやう
ぢぢとて實に是非なき次第でおさるおれおよりて
考ふれお公明正大の政事を受くるも無理非道の政事
を受くるも銘く乃糾簡一その言をを守るとおら
ぬと乃際ふあるおとぢれを清觸法布告を守ると
人民乃大切なる義務とていへど更に深く論ずれお銘
く乃幸福を増進へき道でおざるさりながらおの義

務小付ておもろ一心得おく事があり非全幹政府の
清觸法布告も銘く乃言を同ねおるといへどもおれ
お銘く乃口より出しておくおその身軀小て行ふも
のふあらずされお中お銘く乃心小適もぬも又お
銘くの安穩小害あるもあらんおとでおさる且人間を
権勢おれを必おその目下日向て手前勝手の仕事小
及ぬおのふて主人も何時も奉公人より手前勝手
仕事多く亭主も何時も女房より無理おる仕事多
きが如く人民の権を一纏おて預れる所の政府を

れむその権勢を恃みて自然に私心を生じ遂に無理非道の暴政を以て株主たる人民を虐くとり扱ふもまたある事ておぼざるも一六の時不當りてを貴君の法無理は尤もその暴政に従ふたとなれ堂々たる議論をおし立その無理非道なるを辨駁してその改正を請ふべしあれまた人民の権利でござるされどもこれをすする非道あり決して過激なるたぬやう温順柔和の道理を盡してこれが改正を求むべしもし徒党も結ぶ一揆も起し謀叛も類したる所業を以てま

れも存謂理を以て非不為るは助不陷りや不さら虐き政事を以て苦めらるるに至るでござらうたの故に政府もこの権勢を誤用して暴政を行ふとありとも決して粗暴過激の所業も及ぶざるやうよく前後を省み誠實の道理を盡して改正を求むべしあれまた去の権利中の義務もてあれ等の理合もまた銘々その心中も會得してゐざればかたぬたぬたでござるやテその次の年貢運上を拂ふ國用を資くる事及び兵隊もかりて國家を守護する事の道理もまた初

編み於てくそしく傳話一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら
ためて法語一了たれを今またあつてあら

食も問も寐る間も影の形もそふ如く銘々の身幹も
あたからて須臾も離れぬものでたがざるされむその入
用を拂ふもまた一身一家の身上を賄ふと同様にて大
れ不ど拂へむとて不足れりとりし際限もあるとてや
則恒小事と次第ふよれを銘々の家庫家財を擧て悉
くこれを年貢運上も差出さん心組にてるおれもかな
むぬ苦てむざる蓋しその理合を國と銘々の關係も
付て考ふれを恰も火の光を見る如く明亮も會得せら
るふとてむざるサテッコデこれ等の義務を銘々國家も對

しつとむるやゝ銘々もまた國家よりその身を保つ所の
権利の保護をうくる株があり株銘々その身を保つ所
の権利もその區別甚だ多き者やれどもさうよそのあら
まを法語にさすを第一を自身自主の權といふ
即自分を一人主の人間にて我身を我身の且那様やうや
ゑ他人に害を加へ世間の法を犯さぬとさへかくを決
て他人より押へ附らるゝおとなきを以て第二を行事自由
の權といふ即長崎の人が東京へ引移らんといふ大坂の
人が箱館へ旅行せんといふ世間の控へ違背せされを決

して阻ちらるゝおとなきを以て蓋し六の權を最も廣
きものにて隨意に我好む職業を營み隨意に我好む
連中と仲間を結ぶなどすべて人間の隨意にその行為
を行ふたとおとなすの控の内を籠れるおとなで六の第三
を意思言語自由の權といふ即世間の害とせらざる大と
も隨意に考へ隨意に言頭して差支なきを以て蓋し我
好む神佛宗旨を自由な信仰し或は我著作せし書
籍を自由に出板するまゝとなす大の權の内を籠
れる大となで六の第四を物品自由の權といふ即我所有

の品物を以て息子に譲らんとも親類に分たんと貧
窮人に施さんとも清開山松平幸納にて坊主乃腹を肥
さんとも我心のまゝに取行ひて少くも差支なきを以
第五を法願自由の権といふ即他人より無理非道をうく
る時をあれを裁判所へ訴へその曲直の吟味を以て
もらふ大とを得る権利を以てして他人乃ため小我控利
を枉屈せられんとする時政府の力をかりておれをお
し伸し安全を得る権利を以て但しおれをあらましの
話にてそのくも一き事の中く無智短才の僕風情か

横板に館を抛附くるか如き兵舌を以て解明さん大
と思ふもよらぬ然れハおそれのくも一き事と教導
職乃フルナ尊者ハ洋學者のミル先生おでも付てお
きくおれをせませグかあか一 只今法話一パタル道理がよ
う法胸におひりおれをいもゆる一おして萬を知り理窟
よておの他の事柄も大低おでかりおならん夫と小をんド
外サテおの控利といふをいもゆる株といふも一と同様お
ておの株も九人間たる者金銀珠玉を鏤めたる法殿お
住居せる殿様も九尺二間乃裏店お住居せる日雇控

もちて同等ふ所持してゐるべき筈でござるされを政
 府に於ては貴き殿様 たりとも賤しき日雇様 た
 りとも少しも偏頗の沙汰なくならん同等に保護する
 事として殿様日雇様をえらする罪科を犯す者あれ
 を必以て控照らしてそれを刑罰不行ふこととて大ざ
 り政府の職分を最に詰て論じられむたゞ人民の権利
 を保護する一事に止りて今政府に於て行ふいろく乃
 政事もこなたの目的を達せんため乃仕事でござる
 こと政府がその道理に従て人民の権利を保護し

て呉るゝゆゑ蕉平さん足下不せよ僕不せよ何一心配
 を用ゐん三度の食事を喰べ安樂に足手を伸して臥
 らる事ではござるあれを考ふれ政府の恩徳不世に
 ありがたきものゝ大ざり外にサテかくの如く政府の
 法蔭を以て我身の権利が安全なれを否でも應でも
 その義務を一つとめざれむ力あるぬ次第で美味を喰
 ふ上をまた捨出して傷なれぬかたぬ道理でござるさ
 ら小豆下のも美味を深山喰も人傷くはと少しもい
 やわりと仰する議論なれを扇子丈の子供でもかくの

如き道理不背きたる言葉を吐くと耻かしく思ふも
 天秤捧石どある舊平さんにてこの議論を言ひら
 る、も實に飽れ果て次第まで其の閑次郎も腹の皮
 がよぢれ臍が原をよかすや、不覺え外ナント舊平
 さん僕があれまで話話—アタル所を篤と話助考やき
 れたらむ人民の國家に對してつとむる義務と云ふとい必
 ずありぬや、是下の話疑念を大方消失するおとて
 舊平

妙く開さん足下の話話—一道理不適當にて其の舊平
 さんおや一言の返答も出まません即兎を脱て降参
 びたり身實に年甲斐もなく成る囃語をいひか
 思へば今更何となく羞恥—くして面目なき事、心得
 外さりながら今乃足下の話話—に付き僕もまた一ッ
 疑を生じ外々開さん僕の如き理窟老爺乃相手は
 られタカ足下の話不運、どうぞ話面儘ても僕の疑を
 くとおき、なされ老耄乃胸のサツパリするやうに
 て下されませ足下の話話—下ん人民が政府に對し義

務をつとむる也。政府をまた人民の権利を保護する
とたり人民の権利とをつめてらへむ自由自在とい
ふとぞ政府乃政事をたぐ人民の権利を保護せんた
め行ふものにてされより不み目的をたきあとしてある
といはるる。マケタカ今心をあつめて世間の有私を見れた
中く是下乃仰らるる理窟通りふも心のぬやう不覺之非を
の譯柄を先ボリス乃是る所業に付ておらんをこれ違
式ダノ註違ダノといふ名目を設け五十六ヶ条とやらいふ
罪目がありて違式の口を三步より一兩二歩まで了罰

金註違の口を一朱より二朱までの罰金と恰も吳服屋が
高をさる如く罪科の虫段を正礼して定めおき法不
觸るものあれを現金掛直ち一貸費時貸一切不仕
いとたちまち屯所につれおき罰金をとりあげ錢儲の
仕業をせる事でおざるたを人身解へ割刺するもの
あれを違式の罪人とし直る三步の罰金をとりあげ肌
ぬぎ又を裳褰うして往來するものあれをそれた違
式の罪を犯し夕と三步の罰金通傍小便するものあ
れをア、安直の口やうと不肖する一朱の罰金をとりあ

月七日答

二篇卷上

三十六



月七日答

二篇卷上



悟
 世
 心

げ犬を闘たたかせし罰金ばつぎん紙し寫しやを揚あぐるも罰金ばつぎん轉ま任んでも罰金ばつぎん
尻しつを放はなても罰金ばつぎんヤレ罰金ばつぎんと罰金ばつぎんとせんで慢ま小罰金せうばつぎんをとり
あぐるまゝわろがオトあれ等を正ただ真まに己おのからぬ理う窟くでもお
ざらんか且かつポリスがあれ等の法はを犯お志ししとろをとり扱あふ
板いた子こを以もつを頭かぶ小帽子せうぼうしを載のせ羅紗らしゃの羽織は小仙臺せんたい平へいの
の袴はかま官くわん負お極ごくめきたる人物にんぶつ小生せうせい随ま分ぶん丁てい寧ねい小應お接せつせれど
僕等ぼくらの如ごとく身み小荒あ布ふの如ごとき衣服いふくを著あけ中風ちゆうふう病びやうか泥どろ
濼な小伸しん吟ぎんやうやう言こと義ぎ使つか云いのよの小せう差さまる時ときをむや
ま小力ちから身みかへりヒツト此方こゝで立たて居ゐて相移あひまりやもせれどそ

れさう大騒動おほさわうどう忽たちち眼めをむき出だし口吻くちふんを失うせし小籠せうろうの
中ちゆうやう聲こゑを發はして呵あり附つけ事こと小了りょうれむ携たぶる棒ぼう
を以もつ足腰あしこしの主なぬ不ふど小打居うちゑるまともむざうせられを
小の舊ふる平へいがたじく見懸けんし小とみてそのたむおと小
ポリスの所業しよごふをふく覚おぼえまゝ小ぢりぢり横面よこめんでも
張係ちやうけいしてやらん中ちゆう小覺おぼえ外サテ罰刺ばつしも世よの驚おどめ者もの
人力車にんりくしや曳ひちと下賤げせんのよが威勢ゐせいのよからんため自分おのれの
身みの痛いたさをあらへてする仕業しごふも世間よも累たい累たい密ひそ屁ぺ一いつ
不ふじの妨さまたげもせさるものぢれを何なにもあれま付つきてポリス

が罰金をとりあぐる筋もホざり外すの誰も寒中肌
をぬぐ氣違もありませぬ熱ければさう肌をぬぐ大と
なれ又裾がまつりて邪魔なれをさう裳を褰る大
とぢれ何もちれ子の事をホリスがやの中へいひて
罰金をとりあぐる筋もホざり外すの小便も出物腫
物存をきらをざるものぢれを何地如何なる所とせん
とも當人乃料簡次第にてよのるべき苦人乃澆瀆と
だふせざれを決して罰金をとりあげらる筋もホざ
りませぬ況んや犬を闘し紙鳶を揚ぐる事をやめれ

らえ子供こどもの樂たのしみ一みぢれを大れをやあま一ういふを
子供こどもの自由じゆうを妨さまたぐる事ことけめて最もとも無理むりなる大とでホ
さる僕おれの考かんがへでるあれ等の事柄ことばを足下あしもとのさきと法
話はなし一ぢきん一行事自由こうじじゆう乃權利えんりも籠かごれたまといて誰
もその料簡りょうかん次第しだい不行いふむ聊いささ差支さしつかえなきとかと心得こころえ外ほか子
る小かくやのまうまうき罪目つみめを設たけおれも觸ふるれを忽たちち
罪科つみかは行いむ罰金ばつぎんをとりあぐるを實じつも無理むりなる譯合わけあひ
よて畢竟ひつじやう人民じんみんの權利えんりを害あやふ理窟りくつでホざりませうぢれ
愚鈍ぐどんの僕おれも更さらに解とれせざる次第しだいでホざるまたホリス

月... 三...

のせる職分を國の政事乃一つわれをポリスを矢張政府
ふて人民の控利を保護するため乃道具でござりま
せり且ポリスを給金を國用乃中より受くれを矢張
銘より出ま存乃年貢運上の餘澤を蒙るもので
ござりませり此の故に掌る所よりて威權より異われ昔
乃番人或は番太ちりりもの小大低似寄の品物と
心得おさるは今のポリスに政府の威光を笠は著て
人同振ちる人民を塵芥の如く小看做し人民の控利を
保護をへき道具てありながら反てわれを害ふ仕業は

及へるを實小胆乃つぬる話よりてあきれて口を閉
く大とか出来はせん人民をまた我養ふておく奉公
人小對し貴君極且那極と致ふ恐れ入り外夕以來
を附け外と伺入りあかのこちらに我料筒の儘は行ふ
てよき苦むる權利を害するに至れるを諺小り
犬小手を噬るるけりて甚だ歎あをりき次第小覺え
外尤ホリスが出来てから以來火附盜賊の憂も威も追
剥人穀乃難も少くなりたれをポリスを以て決してあ
しきものときるまけでも大ざらぬ随分よきものなれ

三十九

三篇終止

とまたん人氏の権利を害ふ所を以て見れを一概よき
ものともやるは、アキをえやきません、薬も愛じて毒とやる
如くポリスも全幹よきものかれとも政府の威光を益小
著てあまりカ身まぐる所から竟ふありきとのふなれ
るまとしておさうませうまらぬれ等の論をきておきき
ると是下の法話しなされし法議論よれをかの五
十六ヶ条やどろ罪目なる大低人氏の権利を害ふ事柄
小相違やしくして政府のまべき仕業ふあらざるかと心
得られ外さる故みまの舊平をあらより従来ある時を

必む裳を褰りポリスを見掛やを不まきと鼻歌を
うたむ小便でも去てやらん心組でぶざるその時ポリス
が咎めなむそれより喧嘩の志どきかれ是下より少た
理窟を以て議論ふ及ぶそれをも用ひて罰金をとら
んといむポリスもおろか、厄所でも裁判所でも怒る
事をぶざりません何所までも是下み少たる理窟をお
しとり去の老爺の身躰か細粉にやらんとも更ふ引を
とらぬ覚悟でぶざるその時を聞さんおまへも議論の張
本人也尻尻さむせん小屹度尻押をお頼りし外ナント

月此問 三篇終止 四十

道様が人間に與ふる天性でござり外士の天性の傷を
 名付て知覺分別と尸外即白きを見て白いと云り黒
 きを見て黒いと云るはとてあれも矢張天性より顯
 るは去とやから生れしもの人も去の天性の上を私と
 りし雲霧がおんハッキリとその光をあらまはさるが
 来ませんッコテ學問と云ふ去とを去れを自然ふ去の雲
 霧が退散し天性が明かふなりて知覺分別乃正眞の
 光をあらまはしえらるる去とでござる譬を悪事を行ふ
 去のちらば無學文盲なる人物あるが如し學問をせ

しそのも自然ふ知覺分別が明かふるは去悪事を行ふた
 く覺ゆるも心が承知せしめて決して去れをせざる去と
 で去ざるをみかされを光なりし人學を去れを知り學
 問をとりし去るなき去の知覺分別をみかく道具より
 てあれよりて恒に私に克ち生れ付通り善を行ふ次
 第でござるサテかく法話しやきを知覺分別を學問を
 以て外より去らへ付るものやうに少されを決して
 さるあらむ知覺分別をもとより人間の生れ付る具を
 れるものもて天性生れ付或も知覺分別をいへば何カ

事面倒くさくして六かおりの、やういふせやれど畢竟たゞ心一
 乃事と決心得たされて相違ござりません即学問もたゞ
 その上皮を剥く丈の役をまゐるものでござるサテ又人間
 にも手足五臓ありて世間の萬物六の五臓も觸れ振るも
 のあるごとく直にまれば心も感得りゆく情とらふものを
 あらわし外壁も奇麗なる衣服を見れば著たしと思ふ
 美味を食へむモット沢山食ふたしと思ふ白粉や伽羅の油
 の茶香をかけ何となくその品物も進寄たりと思ふ
 であれな情とらふもの情慾とらふものでござる情慾

に至極大切なるものより一身の幸福を得るも國乃文明
 開化に進む事にもなる人間も六の情慾があるからる譬
 貴き人を見富む人を見つくり新造を見れば己
 らたしふたちまち羨む情をあらわし自然に勵む料
 筒を起して遂にその身の幸福を得るが如くかく情
 慾も人乃身ふとりて大益あるものなれどそのあらむ
 るも任しりいままれを即ち悪事と陥る六とや急
 心なまたあれを裁判してたゞ衣服を著たく思ふとも
 あれを著て後困るわらん禁めモット食たく思

ふともあまり食むては食傷多しならんと禁め水の品
 物に近寄たく思ふともそれ小近寄ても不義に陥るな
 らんと禁め恒小かくの如くそのあらを了る所の情慾
 を分別して意見を加へ了度節と大ろ小帰せしむる
 了けりやあれ知覚分別の働をあらを了る所て了るさ
 りぢから人間の情慾も中ニ手強き者も了るれを了
 押へて節物小するふとれよ不ど心が大丈夫にあらざ
 れむあたを了るの故にせよ情慾の爲小心の分別意
 見を了て悪事を行ふ者が澤山あり外されど諺小

耳を塞ぎて鈴を盗むとよ如く悪人とよと決
 てその行心を以てよきものとも思えられれば則如何
 人ふても知覚分別を了る心を具へてを了る者も了る
 善も了るれ人間乃性来生れ付て屹度善を了るべき善小
 出来て了る詭據を了るサテ又善悪とも我行心の他
 人小關係を了る上小付ての名目も他人の喜ぬ所も善
 事疾む所も悪事でも了るソッテ我身の情慾を節して
 行へて必以他人の喜ぶと大ろとなり擅して行へて必
 以他人の疾むと大ろとなりまかれハ善悪とも了る情

欲を節と擅りまとの差別より生まるものにて自由
と我儘の差別もまたある大として大ざる我身控て
人の痛さを知れと又も動ぬ諺にて今他人より軽
蔑をうくる時も我身も必を忌く一き事思ふなら
んされを我身もまた大の情を及不して決して他人を
輕蔑せぬやうせば一人より尊敬をうくる時我身
も必にうれしき事思ふならんされを我身もまた大
の情を及不して必を他人を尊敬せん心掛べし蓋
し大の言をよれを善し惡し自由も我儘もあきら

か不得心せられて天性小背かざる中不行せらるる
大とで大ざるされを我儘と情慾を擅り志たる悪行
乃名目自由と人間乃天性小背かざる善行乃名目
りて大乃善行が我身乃上にある間もわれを自由乃
權利といひ外不あらざる時則チ他人の傍に在ら
ざる仕業にてわれを善行とよぶ大として大ざる實に
我儘と自由との相違も雪と炭との如くあれども大
そのよく似たる大とも強ど炭と甘柿との如くた
れば恒不世の人の心得違をせらるるも無理ならぬ大

と小覺之年 ナント かく清話尸せむ自由も人間の天性
より出る善行の事々と明白も後得心なれりたら
らッデ六の道理が清胸小落入れをあれから足下のお疑
ぢされるボリスの一段ふしりありませうまづ舊よさんよく
考へてぶらんぢされ六の日本も足下一人お住居なされる
こけてもボッリ休まぬ日本人の数を天上の星より繁く
地上の沙より多しかくの如き群集の中にお住居なされ
れる足下なれむまた他の人の心をかりてその妨害と
ぢらざるやうせねむかなむぬ六とでボッリも一足下が

唐太か魯西亜乃果なす無人島もてもお引移りぢされ
ぢをそれ六し小便をせんとも鼻歌を唱せんとも裳を
褰らんととも喧嘩をせんとも火を附んととも盗賊を傷み
んととも一人舞臺もて他にお笑山人も腹立人もなき六と也
悉お心のまゝ小ぢされて差支ぢあらんけれども日本の如き
人間群集の土地にお住居なされるあなだを決して足下
の清話一のやうなる行かた出来ざる筈でボッリ今六
れ等の事柄を喩をとりて清話一尸さむ人民を六不
庭前小生お立樹木の如く政府を六れを守護する庭

開行門答 二篇終

作り種樹屋の如きものでおぼる樹木もその性来通り生長すべき筈のものなれども或を切りいさぐ枝をちびちびりて他の樹木の妨害をせむるときは庭作り種樹屋の鉄鋸を受けてその枝を切りとらるる次第でおぼる政府が人民の身の上を算係して人民の権利を妨ぐる中にお覺ゆるたあるも畢竟其の道理を照らし合されを合点やくたとしておぼる日本の政府も一人のためお設けしものならん則日本國中のためお設けしものかれを政府もまた日本國中の人民の互に損害を受け

がさやうおその権利を平等に保護する次第にして其の事おぼる不親が子位をいかに扱ふが如く其の兒もかの兒もまた同様に思ふ物を與ふるも小言をいふも決して偏頗のたしなきを固より親の眞實の情をたまた政府の心でおぼるたの心からして足下の疑ふ所の五十六ヶ条はよく罪目も起りポリスの権ポリスの職をいふたれた次第でおぼるかの五十六ヶ条を載る所を決して人間自由の権利中におおられたものならん之を人の氣随我儘よりあらざるる所業でおぼるまかれは其の譯柄をさきよ

開行門答 二篇終 四十七

でござらう且下も大の不作法より竟にその人を尊敬
 する料簡も失果る事ではござらうされを道理上は於て
 肌脱ぎ裳褰りの失禮より遂に他人の至腹を引起し人
 間交際の妨礙を生むるも必むあらんおとし心得られ外
 志あるを何ぞや家の中のみならず往來もまた肌脱ぎ裳
 褰りまじとあまりといへむ歎きし所業よてある所業
 を行ふもの、獣愚白癡もまたうまてはござりません蓋し
 され等も古き悪習よりされまては誰もあまり尊が附ず
 怪にもせざる未とされども今日かく世の中があらけ人々

徳を尊み行むを重んむる時、小當りても甚だ世間の
 風俗を害ふ大と云ふまた政府小おいておれをやあま
 う禁罰をさるるに於ては、職業をもる時或は兩降の
 日おとし肌脱ぎ裳褰りせねむかたもざる大とあれども
 されも衣服の制のありきとあるより、おれを以て大の禁
 制を容むるにけよも、おきません即初編に法話し、
 衣食住の論をよき考へばらんやうされませ又大道の真中
 仁王三子、突立他人の鼻前へ馬の如き陽物をあらせし
 慢然として小便を排出する實に不作法千萬ある仕業よて

目録
二篇

とり義理を警保の權とて人民の身軀を
業の上ニ算係して人民が自己の身軀を害とせざるべ
き事や他人の權利を妨害すべき事を行ふ時を忽ち
いまいめ小言をいふ或は氣を附け説諭してその安全
を守護する義でせざるべしこれを政府の人民に向む
て其の權を行ふ有様を不親のその子供をとり扱ふ
と同様を如く今子供が危き遊戯をせしむるを怪我
をせざるやんといまいめ菓子も多く食へば疳の虫が起
らんといまいむるをせしめ親が子供の身軀を大切に思ふ

眞實の情を以て政府とされと同様恒ふその眞實なる
情を以て人民の理を背き道に違ひたる行ふを過むる
を固より當然の仕業でせざるさうながら親のやま
まぐるを竟し子供を馬鹿者にする如く政府のやま
まぎて人民の尻を放たる事なきを關係するをまた
人民を馬鹿者にする本なるゆゑ政府もては此等事
柄の深く心を用ゐる既し適宜の良制を設けられ、あ
る事ではせざるサテ又ポリス乃職分を其の權より出づる
所の者なるゆゑたとへ五十六を条に載せざる所なりと

人民の安全に害ある事をホリス不_レおいて必_レ以_レ大_レれ
を制止せべき筈でござるされを火附盗賊乃_レ番を勿
論道路橋梁乃_レ破損_レ不_レ氣を附_レ多_レ食物店の賣物_レ不_レ氣
を附_レ奸商のメ買_レ賣やど_レ不_レ氣を附_レ寄芝居妓樓
その外人の大勢群集する所不_レ作法のやからんや_レ不_レ
氣を附_レるを僅_レ小_レの職務の序端_レ不_レて首を縊_レらんと
する者を過_レの身を投_レんし_レする者を押_レへ_レ溝河_レ不_レ入
りてゐる者を救_レふ車_レ不_レ壓_レれんと_レする者を助_レけ_レ子供
の危_レき遊戯を制_レし_レ往來人の鼻歌唱_レふを誠_レむると固

よりその職務の中不_レ統_レれる事_レで_レござるホリス不_レ事
宜_レよ_レれた夫婦喧嘩の中不_レ立_レ入り_レその取扱_レを_レせ_レべき
位_レのもの_レで_レござるさ_レん_レながらホリス不_レ大_レ恒_レ不_レその身_レ不_レ
を省_レみ_レその職務を慎_レみ_レ人民_レ不_レ對_レし_レ極_レて_レ丁寧_レ極_レて_レ親切
なる接遇_レ不_レ及_レぬ_レべき筈の者_レで_レござる尤_レ今の東京のホ
リス不_レ大_レ低_レ士族の輩_レなる_レ由_レ多_レくの中_レ不_レを_レ矢張_レ元_レの二
亦_レ差_レの_レ象_レ象_レが_レ失_レやら_レば_レや_レも_レ其_レれ_レを_レその職務を_レ誤_レり
驕慢粗暴の所業_レ不_レ及_レべ_レるもの_レも_レござり_レ外_レされ_レど_レ道理_レ不_レ
持_レて_レか_レる_レ所業_レた_レか_レる_レべき筈_レわれ_レを_レま_レれ_レ等の馬_レ麻

附 二篇 卷上

野郎を即ちその持てゐる棒を振り廻せし報を以て竟ふ七
顛八倒して貰ふたる自給をまた棒小なりなくしその成
果を居酒屋の湯出蛸同様に小鉤を以て頭を釣き人事で
おざりませうまづさやうなる贅言を捨おきナント奮平さん
先程から僕が活話一丁タル所を篤とお考へなされなれど
五十六ヶ条の仔細もホリスが罰金をとり上る譯柄も悉
く明白小會得なされませうたらうさ其れは足下が其思
ふなりて論ぜられし筋も所謂水中の泥鰌議論等も
棒小もかゝらぬ不狸窟まで僕をれをぬりよふられ他の足下

の心根を志らぬ人よ其れを活話一なされしを自然小
足下の賈目が軽くなりて尤らしき年身が馬鹿さし
人物とあなづらうし不及ふべきお互向後を屹度活用
心なされませしッコ奮平さんどうぶおざり僕の大の議論
小向むてを如何ほど強情なる足下でも薬罐を脱て
余でおざらう
奮平
イヤ開次郎さん降余さくまれませ僕がナと心得たる
理窟も足下の活辯解を以て見れませな悉く僻論で

附 此 明 答

二 篇 卷 上

陽暦をとり用ゐられをいふ
二篇卷上

あり外夕ダカ候一僕をまた口を黙し引込むるは
ません但その事柄をされまでの理窟と大相違未たる
ものろや即大陽暦の譯でござるされまで世間不於て舊
来の暦を用ゐる来り何一ツ差支ふるまともや外り一不
を以て先年政府において足邊より鳥の起如く急大
陽暦をとり用ゐられをいふ廢し改されし不更不合点の
ものぬ次第でござるされまでの暦を四季乃氣候を始
めとして天氣の揺子潮の湍干不至るまで恒不定りて
大低かもらぬ事なれば職業を管む便利を勿論衣服を

の外の用意に至りて自然不都合よを整ふたる事で
ござるざるを改暦以来を益々正月も大たませめて操が
六七月頃不吹き雷や電が十月頃不やうをためき雪や
霰が四五月頃不降る次第なればかの玉用綿入不寒帷子
とよ諺不背かずして萬事不付き甚た不都合の多
きまとでござるナント年頭の禮者が玉の汗を流しなから
誠にお熱うて結搦を春でござると口上を述べ暑中の
客人がカタミ戦へちから大分むしりと寒ト外と一禮
まらを見てもいふもあらへられぬでもござらんかたの故

開化問答

二篇卷上

不何家業の人小かきらばはなその職業の目的を失ふ
 遂不活計の大差支を生むる次第で去さる全躰曆を百
 姓が耕作する目的とせらるが第一の役目せらる大陽曆小を
 氣候寒暑の事を明し書載せざる也又百姓をまれを用
 りてその仕事目的を定むる夫とが出来ません婚礼家化り
 其外祝義不祝義不付き吉日をえらむんと其れども大陽
 曆小をまれを書載せざる也又遂不惡日を用ゐられがた
 め不惡事災難を引起す者も去がり外蓋しされを畢
 竟大陽曆のため不惡事災難を招ぐ事られむ大陽曆を

また厄病神の手傳負之神の提燈持ともいふべきもので
 去ざるその上改曆以来も五節句盆などより大切なる物日
 を慶し天長節紀元節などいふ日けも去らぬ日を祝ふ
 事では去る四月八日もお釋迦の誕生日盆の十六日も地獄の
 釜の蓋のあく日といふも犬おつ童も知りてをり外紀元
 節や天長節の由来も去の舊平の如き牛鍋を食ふ老
 爺といふとも去りませんやる世間の人乃心も去き日を
 祝せんとして政府より強て赤丸を賣る看板の如き懺や
 提燈を出さするも去らなく少えぬ理窟では去る元来

祝日を世間の人の祝ふ料簡が寄合せて祝ふ日なれを
世間の人の祝ふ料簡も亦き日を強て祝ふ志むるも最
と無種なる事不心得年又僕がある人より少すたる不
他の属國としたり一國をその後ふ國の曆を守ること
さうでござる即朝鮮が支那の年号を用ゐる琉球が日本
の年号を用ゐるも矢張其の禪ダさうでござるさされ
む先年政府はにおいて毛唐人の國の大陽曆をおとり用ゐ
たされしととり心ならず毛唐人は降参してその属國
ふたり一洋でござらる先程是下が活活しなされたる

通り此の日本國を政府一人の物でもござり外なされる不
かく一人の料簡を以て我儘自在な毛唐人の属國とされ
るを實に相違ぬとでもござらんか且他の属國とたるも
の國人の身にとりて其の上とせし恥辱かと嘆き夕去
かるふかくの如く我儘自在な毛唐人は降参して日本
中の人民不寐身も水の恥辱を受さずとも思へを思へを
政府を相違ぬ者でござる其の舊平の如きう出同極
の者でも矢張日本人なれを僕も控て毛唐人の属國
となり恥辱を受くるも心外な物も心得外な物なれ

陽イ陽答 二卷

を政府の料簡小かきをらき決して大陽曆を守らぬ心組
でござる蓋しこれに僕一己の私論ふあらま世間一
般の心組と見えて何乃土地にては徳川の正月は徳川の
盆よと舊曆を以て萬事の儀式をとり行ふ次第にて
おれ誰の心も毛唐人のためは耻辱を受くる大とを心
外小覚のる説據でござる女郎の誠と王子の四角あ
れを晦日小月が出るを昔より決してなまき者の壁言
でござる女郎の誠や王子の四角をあらされども政府の
毛唐人好の料簡より遂に晦日小月が出るやうにやう外

又晦日小月の出るをよるれどもこれおためし日本國中の
大不都合を起しお木のミヤらき死なとも是らぬ大耻辱
を人民小頑ち與ふとも實に無念千萬涙と鼻水を一同
小流る次第でござる僕をこれ等の事を考へ出た時を
夜分と寐る大とあたえんて既先夜は満ちを踏破
り枕をす壊ちし大とあり外タナント開きん足下と日
亦人をり殊小物の道理もよく法心得たされてるらる
活方おれをこれ等の事も定て僕とは回論でござらう
開次郎

月七月答

二篇卷上

舊平さん少一静ふなされませ足下の唾て生衣中朦朧
 して物のあいらがらかりません併一足下のよく不
 窟を考へ附るゝを實に驚き入り外足下の不窟を
 恰も芭蕉を剥が如くあとかりあらをれ出て更ニ盡
 るやうに覺えおされを僕の如き無智短才なる者が腹
 をより喉をからし青き菊より黄なる聲を多しと噪
 き立つとも更不浄得心なきも無理とを心得ませんさ
 りながら愚者も一得ありといふとあれをまた一應を僕
 の以所にお聴きするがらううござる且世の道理といふ

不窟と不窟の寄合むたる者にて不窟といふと
 る必を一つのとする所もあるものなり理窟といふとも必を
 一つの技用もあるものなりを理窟を以て不窟のありき
 所をあらわし不窟を以て理窟の足らざる所を補ふか
 らして正真の動うぬ道理が出来上る事でござるさな
 れも今足下と僕とかく議論をなさず不付てと互小片
 意地我慢の料簡を捨去り心を虚くして理窟と思ふ
 事柄も直不屈服し不窟と曉れる言ふをきぐ不改
 むるが第一肝腎でござるッコデ各々自己の心中より

と思ふ所を言頭をいそひる言語自由の道理を
 足下も足下の料簡よりと思へる所を遠慮なく
 仰せらるるがよし僕もまた僕の料簡よりと覚ゆ
 所を以て飽きて返答不及不事ではざるを
 と無理窟とを以て正しき道理を愈よく仕上る譯合で
 かざるサテ舊よさん僕も先刻からあまり弄着つけ
 ぬ最口が酸くなりて耐へられぬやうなつて来外
 その上足下の話一があまり面白き無理窟の
 躰屈して欠伸をかり出るやうな覺え外かく話一を

てある僕でもら躰屈して欠伸をかり出る事なれむ
 の本を見てゐるらるる看客諸君もぢぢら躰屈な
 れて欠伸が遂に坐睡りか小言よても寢た
 されむあまりやあまうき鎗の出ぬら一寸一服やらかして
 あともまた下の巻でもりりと話一ませう足下も
 さうがあまり主身上りてのそりらるる時を竟し腹形が
 くるくわたりて疝氣か寸白でも起らんぬ急ぎ
 一休むされよう氣を落付けてお茶でも一杯召上り
 せ

開化問答
二篇上終

開化問答二篇上終



